

---

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第12、議案第79号 松崎町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第79号は、松崎町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に反対いたします。

本案は海岸の占用料ですけれども、ほかに事例がなく、あれのようですけれども、とにかく3パーセント引き上げることはまかりならんと思いますので。

そうはいったって、どうしようもないということがありますけれども、反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（藤井 要君） これは、消費税改正に伴う案件であり、国からも8パーセントということになっておりますので、松崎も倣って8パーセントに上げることを賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第79号 松崎町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---